山形県
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
（イノシシ）

令和８年 11 月１日から

令和９年３月 26 日まで

１　目的及び背景

山形県におけるイノシシは、明治末期の記録を最後に絶滅したものとされていたが、平成 14 年１月に天童市で１頭が狩猟で捕獲されて以降、狩猟や有害捕獲によって捕獲される数が増え、また、その地域も確実に拡大している。県の南東部や、蔵王連峰の南北両端に位置する地域から捕獲数が増え始め、さらに新たな捕獲場所が広がり、現在では県内のほぼ全域において捕獲が報告されるようになっている。

捕獲数については、平成 27 年度には 230 頭であったが、令和２年度は 3,545 頭と６年間で約 15 倍以上の急激な増加がみられた。また最近の状況でも、令和４年度の 1,866 頭から令和６年度は 2,928 頭と増加傾向にあり、引き続き動向を注視する必要がある。また、庄内地域では捕獲数が増加しており、イノシシの生息域が拡大していることが示唆される。

また農作物被害についても、平成 19 年度の上山市及び天童市での被害が報告されて以降、奥羽山脈に連なる山系の市町を中心に被害が発生している。電気柵設置等の農作物被害対策にも取り組んできていることから、イノシシによる農作物被害額は令和３年度からは減少傾向にあるが、令和６年度の被害額は 8,027 万円となっており、依然として高い水準にある。

こうした背景から、イノシシの適切な個体数管理を行っていくために、市町村主導の有害捕獲や狩猟による捕獲に加え、当事業により捕獲の強化を図る。

さらに、本県における野生イノシシの豚熱感染は収束傾向にあるものの、近隣県では未だ豚熱感染が確認されていることから、防疫措置を講じながら、当事業により捕獲を強化する。

２　対象鳥獣の種類

イノシシ（*Sus scrofa*）

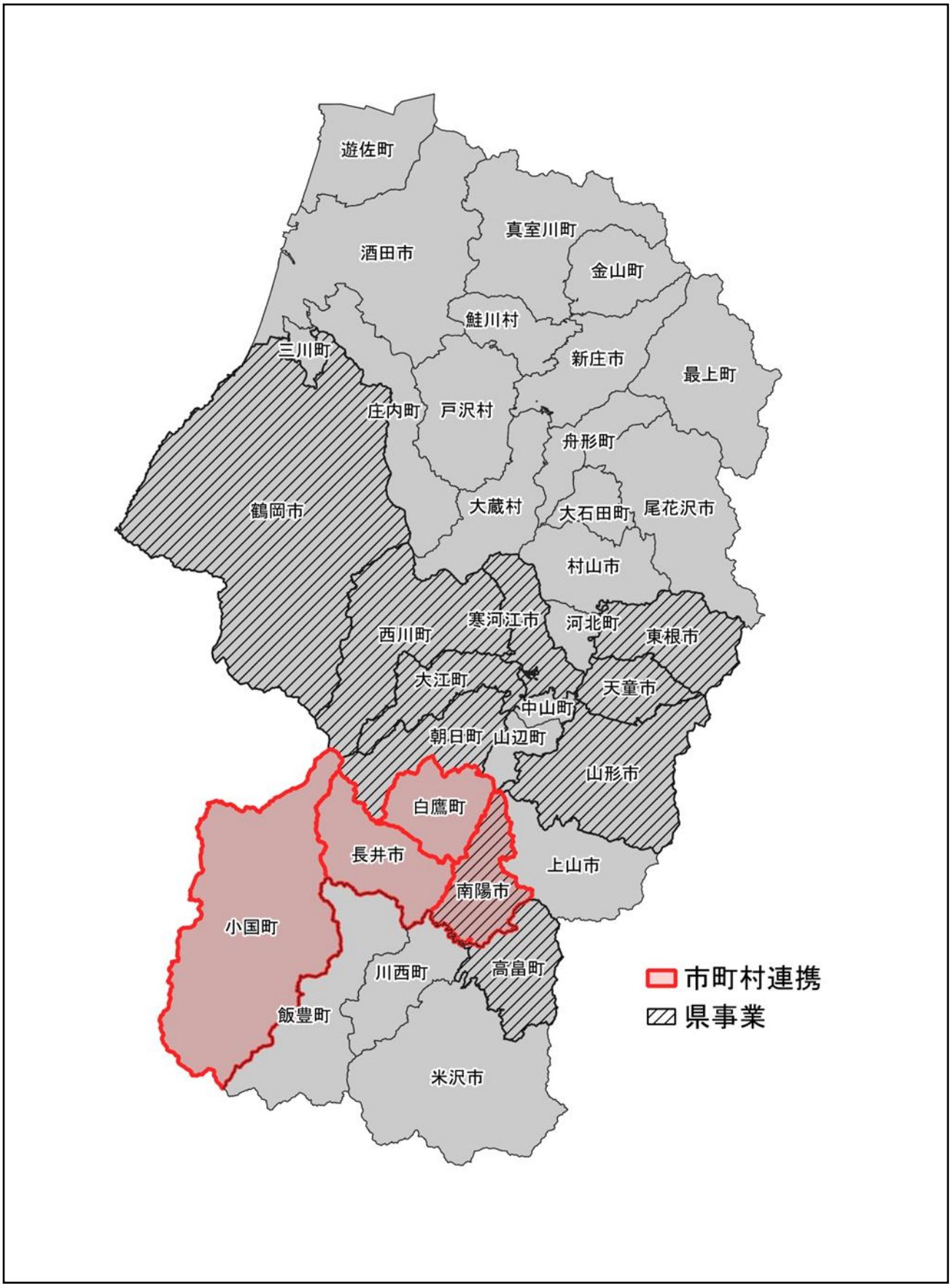
３　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
村山地域 置賜地域 庄内地域	令和８年 11 月１日から令和９年３月 26 日まで （うち捕獲作業を行う期間：11 月１日から３月 14 日まで）

４　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域（国立公園及び国指定鳥獣保護区を除く）

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
村山地域	山形市 天童市 寒河江市 西川町 朝日町 大江町 東根市	・防護柵の設置、有害捕獲等の防除対策を行うも、農作物被害が増加しているため。 ・県内でもイノシシの生息密度が高く、生息域拡大抑制のため、個体数調整により生息数を減少させる必要があるため。	
置賜地域	南陽市 高畠町 長井市 小国町 白鷹町	※下線は北部置賜地域の効果的捕獲促進事業（市町村連携タイプ）実施区域。	
庄内地域	鶴岡市		

実施区域位置図


遊佐町
酒田市
真室川町
金山町
鮭川村
三川町
新庄市
最上町
庄内町
戸沢村
舟形町
鶴岡市
大蔵村
大石田町
尾花沢市
村山市
寒河江市
河北町
西川町
東根市
大江町
天童市
中山町
朝日町
山辺町
山形市
白鷹町
長井市
上山市
南陽市
小国町
川西町
高畠町
飯豊町
米沢市
市町村連携
県事業

５　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
村山地域	295 頭
置賜地域	330 頭
庄内地域	65 頭
合計	690 頭

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
全域	わな猟（くくりわな、箱わなを想定） 銃猟（巻き狩り、忍び猟を想定）	受託者と調整の上決定する。

② 作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、以下の手順で進めるものとする。なお、委託で実施する部分については、仕様書等で詳細を定めるほか、受託した事業者（以下「受託者」という。）と調整の上決定する。

ア　業務計画の作成

受託者は、実施場所、事業管理責任者、現場監督者、捕獲従事者名簿、業務工程表、安全管理規定、緊急時の体制及び対応、その他必要な事項を定めた業務計画を作成の上、県（以下「委託者」という。）に提出し、計画に基づき進捗等を適切に管理する。

イ　関係者等との調整

受託者は、業務の実施に当たり、委託者及び関係市町村と連携協力して、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図る。

ウ　捕獲等の実施

受託者は、アで作成した業務計画に基づき、捕獲作業を実施し、適切に管理する。

エ　捕獲方法

1）わな猟（くくりわな、箱わな）

・わなによる捕獲に当たっては、原則として複数人の捕獲従事者で班を編成し、見回りや止めさしなどを実施する。
・実施場所の生息状況や環境に応じて最も効率の良いわなを選択し、設置する。
・止めさしは、法令に従い、最も安全な方法を選択し実施する。
・箱わなは、給餌が結果として被害等の発生を助長しないように注意する。くくりわなについては、止めさし時に捕獲従事者の安全を確保できる適切な場所を選定し、設置する。

2）銃猟（巻狩り、忍び猟）
・現場監督者は、捕獲従事者の人数や能力、捕獲作業を行う場所の環境などに基づき計画や方針を立て、捕獲従事者に対し役割分担や各自が守るべきことを明確にして、指示を行う。
・銃器を用いた巻狩り及び忍び猟は安全確保のため、主に積雪期に行う。

オ　捕獲従事者証の携行
・事業管理責任者、現場監督者及び捕獲従事者は捕獲従事者証を携行し、捕獲に従事する。

カ　安全管理
【安全管理一般】
・受託者は、業務計画に基づき捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理規定を尊重し安全管理体制を構築する。
・受託者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分な注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払う。
・受託者は、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、業務計画の緊急時の体制及び対応に基づき応急処置を講じるとともに、直ちに事故発生の状況、原因、経過及び事故による被害内容などを委託者に報告する。
・受託者は捕獲作業に当たって、関係機関（県、市町村、警察、消防、医療機関等）との連携体制について整備を行う。
【捕獲作業時の安全管理】
1）捕獲作業全般の安全管理
・現場監督者及び捕獲従事者は作業前にミーティングを行い、作業手順や安全管理について確認を行う。
2）わな猟の安全管理
・捕獲従事者は原則毎日見回りを行う。
・捕獲従事者は、わなの設置の際、地域住民への安全配慮のため標識表示を行う。
・捕獲従事者が捕獲した個体の止めさしを行う際は、作業者及び周囲の安全に十分配慮して最も安全な方法で行う。
3）銃猟の安全管理
・捕獲従事者は、見通しの悪い場所や灌木越しの発砲をしないよう周囲の確認を行う。
・捕獲従事者が発砲する際は、必ず矢先の方向やバックストップの確認を行う。
・捕獲従事者が発砲し、半矢にした場合は追跡し極力回収を行う。

キ　捕獲した個体の回収・処分方法
・受託者は、捕獲した個体を原則としてすべて回収する。
・豚熱拡散防止の観点から、埋設処分が望ましい。なお、埋設する際は、不適切な埋設により生活環境に支障が生じないよう十分注意すること。
・受託者は、捕獲個体を食肉などで利活用する場合は、自家消費のみとする。土地所有者とトラブルが無いよう事前に了承を得る。

ク　錯誤捕獲の場合の対応

受託者は、イノシシ以外の獣が捕獲された場合は、原則として放獣する。ただし、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、第３期山形県イノシシ管理計画に基づき適正に対応する。

ケ　捕獲情報の収集及び評価

・捕獲従事者は、捕獲個体について、別に定める調査様式により捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、オス・メス別、幼成獣別等を記録する。
・捕獲従事者は、捕獲従事者及び捕獲個体、捕獲個体の必要事項を記載した標示板等を入れて撮影する。
・現場監督者は、捕獲従事者からの報告を受け、直ちに事業管理責任者にその内容を報告する。
・委託者は、受託者から捕獲数や目撃数、場所などを記載した作業日報を収集する。

コ　事業報告書の作成

業務終了後、受託者は業務計画書に沿って、捕獲情報（捕獲数（オス・メス別、幼成獣別等）、目撃数、捕獲場所、捕獲作業の風景写真等）を整理し記録する。事業完了後は、事業報告書としてまとめ、委託者に提出する。

サ　効果の検証等

・委託者は、当事業の結果を山形県特定鳥獣保護管理検討委員会（以下「検討会」という。）に報告する。
・検討委員会では捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法、費用などの結果から、目標の達成状況を検証し、次期指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて改善すべき事項の検討を行う。

６　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

・事業主体　山形県
・実施形態　委託
・委託先　　認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の者、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。

７　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

（1）住民の安全の確保のために必要な事項

・受託者は、地域住民や関係者に対し事業内容に関して十分な周知を図る。
・受託者は、銃器を使用する場合は、実施区域に注意看板の設置及び監視員を配置し、また必要に応じて立入規制を行い、住民等の安全を確保する。
・受託者は、わなを使用する場合は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の指示を行う。
・受託者は、県民などから捕獲に際し苦情を受けた場合には速やかに県に報告する。

（2）指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地では、捕獲は行わない。

８　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 市町村との協議、調整

事業の受託者は、捕獲活動をする市町村と十分に協議、調整をした上で事業を実施する。

(2) 事業において遵守しなければならない事項

・受託者は、銃器の使用に当たって、銃砲刀剣類所持等取締法や火薬取締法などの関係法令を遵守し適切に使用する。
・受託者は、連絡用無線機やドッグマーカー等の無線機器について電波法に定める技術基準に適合する「技適マーク」の付いた適切な機器を選定し、使用に当たっては電波法令を遵守し適切に使用する。
・受託者は、捕獲個体の食肉利用に当たって、食品衛生法及び関連法令、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインを遵守し適切に処理する。
・受託者は、国有林など捕獲業務を行うに当たって届出や許認可が必要な区域で業務を行う場合、法令に従って事前に管轄機関に対し手続きを行う。

(3) 事業において配慮すべき事項

捕獲した個体がやむを得ず回収できず、猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、可能な限り非鉛弾を使用すること。

(4) 地域社会への配慮

実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮する。また、鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努める。

(5)CSF（豚熱）及びASF（アフリカ豚熱）の防疫対策について

・CSF（豚熱）ウイルスの拡散防止の観点から、県からの指示に従い、捕獲時の防疫対策に努めること。
・捕獲作業実施中にイノシシの死亡個体を発見した場合は、必ず市町村又は各総合支庁環境課へ報告し、その取扱いについて指示を仰ぐ。
・山形県において、野生イノシシのCSF（豚熱）の防疫対策に係る説明会があったときには、できるだけ説明会へ参加する。参加しない場合においても、CSF（豚熱）の防疫対策に関する情報を収集しておく。